保険

簡易申告書の提出は忘れずに

未提出の場合、3年度より国民健康保険の軽減判定の対象外となりますのでご注意ください。

「国民健康保険簡易申告のお知らせ」と「国民健康保険簡易申告書」を5月中旬に送付するので、届いた人は5月26日㈬までに提出してください。

対象
3年1月1日現在19歳以上で、3年4月末時点で未申告の国民健康保険被保険者

後期高齢者医療保険料

◆3年度保険料年額の算定
均等割額（被保険者1人あたり5万4111円）＋所得割額（賦課のもととなる所得金額）×所得割率10・52％

◆均等割額の軽減
世帯内の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。これまで、7割軽減の対象者は更に上乗せして軽減されてきましたが、引き続き段階的に見直しを行います。

※世帯主が被保険者でない場合でも世帯主の所得が軽減判定対象

※転入などにより所得金額が不明の場合は均等割額を保険料として決定。前住所地などへの照会で所得金額がわかれば再計算をし、翌月以降に保険料を変更する場合あり

◆均等割額の軽減判定区分

軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
7割	1万6233円	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数－1）を超えないとき
5割	2万7055円	基礎控除額（43万円）＋28万5000円＋10万円×（給与所得者等の数－1）を超えないとき
2割	4万3288円	基礎控除額（43万円）＋52万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）を超えないとき

※給与所得者等の条件など詳しくは問い合わせ

◆会社の健康保険などの被扶養者だった人の保険料の軽減
後期高齢者医療制度に加入する日の前日に会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者だった人は、新たに保険料を負担します。当面の間、所得割額は賦課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。世帯の所得に応じた均等割額の7割軽減に該当する人は、それぞれの軽減割合が適用されます。

※後期高齢者医療制度に加入する日の前日に国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象外

◆軽減対象者の判定は申請不要
軽減対象者の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいて行うため、本人からの申請は不要です。

ただし、所得情報が無い場合は判定ができないため、市区町村の担当窓口へ簡易申告などが必要です。

申請・問合先　健康保険課
☎06(6902)5697

年金

国民年金に加入しましょう

20歳～59歳のすべての人は国民年金への加入が必要です。職業などにより加入手続きや保険料の納め方が違います。

国民年金は老後の保障だけでなく、障がいの状態になった場合や、一家の担い手が死亡した場合などにより本人や家族の生活を支える制度です。必ず加入し、保険料を納めましょう。

国民年金保険料の支払いが困難な時は免除申請を

国民年金保険料に未納期間があると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。納付が困難な場合は免除申請をして未納期間が無いようにしましょう。

※申請時点の2年1カ月前の分まで申請可

申請に必要な物
年金手帳、マイナンバーカードなど

※離職した人は雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令など（すべて写し可）

※代理人が申請する場合は委任状と本人確認書類が必要

申請方法
申請書を郵送または持参

※申請書は市民課窓口で配布または日本年金機構ホームページからダウンロード可

申請・問合先
〒570-0083
守口市京阪本通2-5-5
守口年金事務所
☎06(6992)3031
〒571-8585
「門真市役所」市民課
☎06(6902)6005

議会

第1回臨時会の開催予定

とき　5月19日㈬・20日㈭
午前10時から

※傍聴受付は午前9時30分から

※日時は変更となる場合あり

内容　本会議

傍聴受付場所
議場前（市役所本館1階）

問合先　議会事務局
☎06(6902)6978

教育

進路選択支援事業

専門相談員が進路選択や奨学金などの相談に応じます。

相談日時　月曜日午後0時50分～4時50分

※要予約

ところ　学校教育課（市役所本館2階）

費用　無料

申込方法　電話

申込・問合先　学校教育課
☎06(6902)7042

税金

固定資産税・都市計画税納税通知書を4月下旬に発送

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

◆減免申請

対象　一定の要件を満たす人

※詳しくは問い合わせ

申請方法　5月31日㈪までに納税通知書とすべての納付書を持参

問合先　課税課
☎06(6902)5918

軽自動車税（種別割）納税通知書を5月上旬に送付

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。4月2日以降に名義変更や廃車の手続きをしても、その年は課税され、払い戻しはできません。

◆減免申請は5月31日㈪まで

対象
身体に障がいがあるなど、一定の要件を満たす人

※詳しくは納税通知書に同封のチラシ参照

問合先　課税課
☎06(6902)5874

※新型コロナ感染拡大防止のため、お手元の納税通知書をご用意のうえ、電話での問い合わせにご協力をお願いします

※納税相談については収納課へおかけください

問合先　収納課
☎06(6902)5935

口座振替による納付済通知書は送付されなくなります

3年度からは車検用の納税証明書のみ送付します。ご理解のほどよろしくお願いします。

問合先　収納課
☎06(6902)5939

税務署への相談は事前予約を

事前予約が必要な相談
○還付手続きなどの確定申告
○修正申告・更正の請求
○そのほか個別相談

※詳しくは国税庁ホームページ参照

問合先　門真税務署
☎06(6909)0181

防災

洪水時避難ビル、一時避難地を新たに追加指定

災害が発生した場合に緊急的に避難ができる洪水時避難ビル、一時避難地を新たに指定しました。

○洪水時避難ビル…門真千石西町住宅（1号棟～6号棟）
○一時避難地…北島東町公園（北島東町4番）

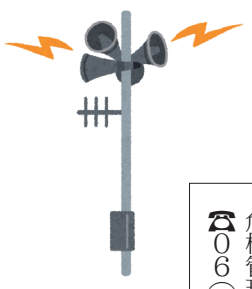

全国瞬時警報システムJアラート 5月19日㈬午前11時

当日は市内50箇所に設置しているスピーカーから一斉に流れます。災害時などの情報伝達体制に万全を期すため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

放送内容
上りチャイム音
「これは、Jアラートのテストです」（3回繰り返し）
下りチャイム音

問合先
危機管理課
☎06(6902)5812

福祉

ふれあいコーナーの運営

障がい児（者）の理解促進等の推進のために実施するふれあいコーナー（保健福祉センター）は、引き続きNPO法人門真市手をつなぐ育成会が運営します。気軽にお立ち寄りください。

問合先　障がい福祉課
☎06(6902)6154
FAX 06(6905)9510

身体障がい者補助犬使用者を募集

身体障がい者の自立と社会参加の促進を目的として、盲導犬または介助犬、聴導犬の使用者を募集します。

申込方法　5月14日㈮までに障がい福祉課で配布する申請書を郵送（必着）

※申請書は府ホームページからもダウンロード可

※選考あり

申込・問合先　府自立支援課
☎06(6944)9176
FAX 06(6942)7215

社会福祉法人治栄会と福祉避難所に関する協定を締結

３月25日、「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、災害発生時は障がい者支援施設としての福祉避難所を開設することになります。

指定施設　かどまつ苑

問合先　障がい福祉課
☎06(6902)6154

5月31日㈪納付期限　固定資産税第１期、軽自動車税